

商品概要説明書

教育ローン（一般型C）

(2026年2月9日現在)

商品名	教育ローン（一般型C）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○地区内に在住または在勤の方。○お借入時の年齢が満18歳以上65歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。○継続して安定した収入のある方。○教育施設（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・専門学校・予備校・短期大学・大学・大学院とする。ただし、外国の教育施設の場合は、JAから振込可能な場合に限定した取扱いとします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方、もしくはご本人。○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○就学されるご子弟またはご本人の教育に関する全てのご資金（借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）とします。○申込日から1年以内にお支払い予定の資金。○現在、他金融機関・信販会社等からお借入中の教育ローンや奨学金のお借換資金とお借換えに伴う諸費用。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができますものとします。 (例)<ul style="list-style-type: none">①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。②アパートの家賃等。
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○据置期間を含め6か月以上15年以内（在学期間を含む）とします。なお、据置期間は、初回ご融資日からご融資対象ご子弟またはご本人の卒業予定年月の末日の6か月後までの範囲内とします。
借入利率	【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○お借入利率には、年1.0%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。

保証人	○当 J A が指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。				
団体信用生命共済（保険）	<p>○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）にご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="520 501 1331 600"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 501 1118 546">団体信用生命共済（保険）名</th> <th data-bbox="1126 501 1331 546">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 557 1118 600">団体信用生命共済（特約なし）</td> <td data-bbox="1126 557 1331 600">年 0. 3 %</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %
団体信用生命共済（保険）名	加算利率				
団体信用生命共済（特約なし）	年 0. 3 %				
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0. 6 %</p>				
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、事務手数料は無料が必要です。				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館（電話：092-791-1840） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p>				
その他	<p>○ご融資対象子弟またはご本人が高校から短大もしくは大学等に進学される場合（高専卒業後大学への編入学の場合も含む）または高校、短大もしくは大学内で進級する場合には、乗換融資をご利用いただけます。 乗換融資とは、当 J A で進学前の教育施設にかかる教育資金をご融資している場合に、進学後の教育施設における条件に応じて新規にご融資を行い、既貸付金を全額繰上返済いただくことをいいます。</p> <p>○お申込みの際は、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の</p>				

	<p>審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
--	--

J A 筑紫